

第5章 施 策

1 学校教育の充実

学校は、教育を受ける権利を保障するため格差をこえてすべての子どもたちに等しく開かれている唯一の場所である。その責任の重さを自覚し、まごころをもって、一生懸命に取り組むことが重要である。

(1) まごころを教育の基本に

施 策	概 要
まごころをはぐくむ教育の推進	<ul style="list-style-type: none">・校訓や学校教育目標を具現化する取組を日常的に行う。・教師は存在そのものが教育である。いつでもどこでもどんなときも「まごころ」をもって一生懸命に対応するよう努める。・「中央市の教育の基本」を、全教室等に掲示し、道徳的環境の充実を図る。・中央市教育の日（まごころの日）の趣旨を児童生徒にも伝え、まごころをもってよりよく生きるよう指導する。・教育委員会に教育指導監を配置し、各学校に対して指導と連携を強化し、まごころ教育の推進を図る。
心に響く道徳教育の推進	<ul style="list-style-type: none">・校長を中心に学校の全教育活動を通して、体系的な道徳教育を推進する。・副読本や道徳教材の公費化等に努め、魅力ある教材の開発や、道徳教育の要である道徳の時間の充実を図る。・地域人材を活用した道徳の授業を行う等、道徳教育の充実を図るとともに、学校における道徳教育への理解と協力を家庭や地域社会から得るために、授業参観日や学校開放日での道徳授業の公開を推進する。・保育所、幼稚園、小・中学校が必要に応じて情報交換等を行い、一貫した道徳教育を推進する。・「早寝・早起き・朝ごはん」運動、地域清掃活動やあいさつ運動等、地域ぐるみで豊かな心をはぐくむ実践活動を推進する。・道徳主任（道徳教育推進教師）等の研修を奨励し、各学校の道徳教育を中心となって推進する人材を育てる。・地域の先人の資料化等、身近な道徳資料の開発を推進する。・道徳教育に関わる重要課題への対応策等の情報や児童生徒の道徳性についての調査報告等の情報を活用する。
心をはぐくむ体験活動の推進	<ul style="list-style-type: none">・人は為すことによって学ぶ。各教科・領域等において、自然体験や社会体験、社会奉仕活動、地域の人々との交流活動等、体験を重視した発達段階に応じた系統的な教育を推進する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・自然、環境、伝統、文化等の地域の資源や人材を活用した体験活動を推進する。 ・親子農園、キッズアカデミー、陶芸教室等、児童生徒を対象とした体験活動の充実に努める。
いじめ問題への取組の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・「いじめ防止基本方針」に基づき、いじめは人間として絶対に許されない卑劣な行為であるが、どこの学校でも、どの子にも起こり得るものとの認識の下に、児童生徒を理解することに努め、同時に保護者との連携を強化し、早期発見と早期対応に努める。 ・研修会の充実を図り、教職員の指導力を高め、思いやりの心、自己肯定感や規範意識、正義感、公正さ等、豊かな心や感性をはぐくむ教育をする。 ・心の教室相談員（市単独）やスクールカウンセラー等と連携して対応する。 ・24時間相談を受ける県教委の「いじめ不登校ホットライン」を紹介し活用を図る。 ・「ケータイ・スマホ等の基本ルール」（平成26年12月）を徹底し、いじめ等の温床となる携帯・スマホ等情報化社会の影の部分の克服に努める。
不登校問題への取組の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・校長、不登校担当を中心に「不登校対策委員会」を組織し、不登校児童生徒や保護者との連携を密にし、学校全体で不登校を見捨てないまごころのこもった対策を進める。 ・一人ひとりの実態をよく理解し、不登校の未然防止に努める。 ・明るい学級集団づくりや相互のコミュニケーション能力を高める取組を推進する。 ・児童会・生徒会活動や学校行事に体験活動や奉仕活動を位置付け、一人ひとりが達成感を味わい、充実した学校生活を送ることができる取組を推進する。 ・心の教室相談員（市単独）を中学校に配置し、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等と連携して不登校指導等にも対応する。 ・総合教育センター等の教育相談機関、山梨大学、適応指導教室等関係機関との連携を深め指導の充実を図る。 ・中1ギャップによる不登校問題に対応するために、小・中学校の連携を強化するとともに、高校との連携を深める中高生徒指導連絡会議に参加する。 ・不登校の児童生徒も「いつか、やがて、きっと」立ち直ることを信じ、中学校卒業時の進路相談をきめ細やかに行い進路決定に努める。
問題行動への取組の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・学級担任を中心に分かる授業、居場所のある学級づくり、悩みや相談体制の拡充に努める。 ・道徳の時間や道徳的実践の場を計画的に活用し、規範意識の改善に取組む。 ・生徒指導の基本は生徒理解にある。スクールソーシャルワーカーや児童相談所、警察等と連携して、問題行動の未然防止や発生時の迅速な対応に取り組む。 ・社会奉仕活動や勤労活動等のボランティア活動を教育課程に位置付けて、人間形成や社会生活上のモラルやルールの習得を図る。

	<ul style="list-style-type: none"> ・学校や子育て推進課、民生児童委員等と連携し児童虐待の早期発見・早期対応に努める。
伝統文化の尊重 と文化・芸術活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・武道の授業等を通して、わが国の固有な文化や伝統の継承・発展に努める。 ・郷土学習教材「わたしたちのまち中央市」や「ふるさと山梨」を活用した郷土学習を推進する。 ・中学校の文化部の発表の機会を多くするよう支援する。与一太鼓、粘土節保存会等地域や学校において伝統芸能や伝統文化に関する活動を推進するとともに参加・発表する機会の確保に努める。 ・すべての学校で芸術鑑賞教室を開催するとともに国・県の文化芸術事業に積極的に応募し、芸術に対する感性や郷土の歴史や文化に対する理解をはぐくむ。 ・芸術教科の特性を生かし、表現活動や鑑賞活動を通じ、成就感や自己肯定感を醸成できるよう授業の改善を進める。 ・各教科の授業や部活動等において、文化活動の指導者、文化財保護に携わる人々等と教員とが協力して指導する取組を進め、地域人材の活用を促す。
読書活動の推進 ・拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・読書は心をはぐくむ。「中央市子ども読書活動推進計画」（平成20年策定）を活用して読書指導の充実を図る。 ・学校図書館の計画的な整備を進めるとともに、学校教育における「読書」の位置付けを明確にし、望ましい「読書指導」の在り方及び本の質的量的な充実を図る。 ・学校司書と図書館司書等の連携の下に、新入生ブックプレゼント・サードブックプレゼント事業等の継続、充実を図る。 ・一斉読書（朝読書等）や読み聞かせ等の実施、推薦図書の紹介に努める。また、地域の朗読ボランティアの活用を図る。 ・学校図書館のデータベース化、学校図書館相互や市立図書館等との連携交流、配送体制をより一層充実する。

(2) 生きる力をはぐくむ学力の育成

施 策	概 要
学習指導の充実	<p>(小学校)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「読み・書き・計算」等の基礎的・基本的な知識や技能については、体験的な理解や繰り返し学習を重視し、発達段階に応じた習得に努める。 ・基礎的・基本的な力を定着させたうえで、各教科等において、記録、要約、説明、論述、討論、観察・実験等の学習活動に取り組み、言語活動や理数教育の充実に努める。 ・新学習指導要領により導入された「外国語活動」については、研究組織を作ると共に、ALTの配置等の諸条件を整備し指導の統一を図る。 <p>(中学校)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レポートの作成や推敲、発表、討論等、各教科において記録、要約、説明、論述等の言語活動の充実に取り組み、思考力・判断力・表現力の育成に努める。

	<ul style="list-style-type: none"> ・体験的な学習や知識・技能を活用する学習活動を充実し、課題解決的な学習や探究的な活動ができるよう、学習指導の工夫・改善及び科学技術の土台である理数教育の充実に努める。
基礎的・基本的な知識や技能の定着	<ul style="list-style-type: none"> ・全国学力学習状況調査等の結果分析を踏まえ、各教科の理解に必要な基礎的・基本的事項については、家庭学習等も含め繰り返し反復練習しその徹底に努める。 ・自己研修、授業力を養成する講座や公開研究会への参加及びすべての教員が相互に授業を参観し研修する体制づくり等を通じて、分かりやすく楽しい授業を行うための工夫改善に努め、基礎的・基本的な知識や技能の定着を図る。 ・日常のテストや学力調査等の結果を一人ひとりの指導に活かし、基礎的・基本的事項の徹底を図る。 ・学力の二極化が進んでいる中で、家庭学習をしない、もしくは著しく少ない児童生徒が増えている。家庭と連携し学習時間を増やすような取組を推進する。
思考力・判断力 ・表現力等の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・課題解決型の学習テーマを導入し、習得した知識や技能を活用して、思考力・判断力・表現力をはぐくむ分かりやすく楽しい授業を行うように努める。 ・各種の学力テスト等を活用した評価を適切に行い、児童生徒が学習に対する達成感や目的意識を感じられるような手立てを講じる。
国語力等の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・副教材等も活用し、文章や図表等を解釈、熟考・評価しながら、自らの考えを表現できることを目指し、社会生活の中で必要な「読解力」の育成と向上を図る。 ・学習過程に言語活動を取り入れ、国語以外の教科や総合的な学習の時間等でも指導を工夫し、「言語力」の向上を図る。 ・家庭での読書を奨励すると共に、学校の図書館や市立図書館の活用を推進し、「国語力」の向上を図る。
学ぶ意欲を引き出す学習評価の確立	<ul style="list-style-type: none"> ・教育課程の実施に努め、児童生徒の学習状況を把握・考察・評価し、指導の改善に生かすと共に評価方法の改善に努める。 ・学校の評価・評定を正確に把握し、抱えている課題の解決に努める。 ・三者懇談等を通して、評価について保護者によく説明し、連携して、学ぶ意欲の向上に努める。
学習習慣、学習規律の確立	<ul style="list-style-type: none"> ・「家庭学習の手引き」（平成27年度版）を活用し、学校・家庭・地域が連携する中で、児童生徒の学習習慣の確立を目指す。 ・学校は学びの場であり、学びあう場でもある。教師の指導や相手の発言をきちんと聞くことや、授業妨害になる行為は慎む等の学習規律を定着させる。 ・発達の段階に応じて適度な宿題を課すとともに、自主的に家庭学習を行えるような資料等を提供し、家庭における学習活動の充実を図る。 ・各单元の到達目標を明確に設定し、授業と家庭学習の両者を連携させた指導を実践することによって、学習習慣の確立を図る。
総合的な学習の時間の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・総合的な学習の時間のコーディネーター等を活用し、教科等の枠を超えた横断的な学習、児童生徒の興味関心等に基づく学習等の一層の充実を図る。 ・体験的・課題解決的な学習活動を進め、新たな課題に主体的に取り組むことのできる

	<p>る力と意欲を育成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ・スクールを積極的に推進し、専門的な知識・技能を有する地域や企業等の人材の学校現場への招致等に積極的に取り組む。
校種間連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校の系統的な学習指導を進めるため、必要に応じて小・中学校の教員が連携し、教科や領域の研究を進める。 ・各学校段階における指導内容や取組内容を小・中学校の教員が共有し、一貫した指導の推進を図る。また、必要に応じて保幼小の連携も図る。 ・新学習指導要領により導入された「外国語活動」については中学校教員も参加する研究組織を作り、指導の統一を図る。

(3) 命を大切にし健やかな体をつくる

施 策	概 要
学校体育・スポーツの充実	<ul style="list-style-type: none"> 教員の資質の向上を図り、児童生徒の発達段階に応じた適切な指導を行い、生涯にわたって積極的に運動に親しむ習慣や意欲・能力を育成し、体力の向上を図る。 体力・運動能力の調査等を行い、実態をよく把握し、体育の授業だけでなく体力づくりや運動部活動など学校教育全体を通じて、児童生徒が体力の向上に取り組む姿勢をはぐくむ。 児童生徒が発達段階に応じた指導が受けられるよう、運動部活動等への外部指導者の効果的な活用を推進する。 学校・家庭・地域との連携を深め、児童生徒が多数所属しているスポーツ少年団や地域総合型スポーツクラブとの連携等により、スポーツ環境づくりを推進する。
命を大切にする体験活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> 命を大切にする教育を全教育活動において推進する。 赤ちゃん抱っこ体験、子育て体験等命を大切にする体験活動を推進する。 施設訪問ボランティア、高齢者との対話、福祉講話、飼育体験等、命と向き合う体験活動に取り組む。
健康安全教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> 職員の共通理解を深め、必要に応じて学校の安全マニュアルの見直しを行うなど学校教育活動全体を通じて、安全対策に取り組む。 危険を防止し、事故や災害等に適切に対処できるように学校の施設設備、管理運営体制の整備充実に努める。 保健学習の工夫に努めるとともに、家庭や地域との連携を図り、生涯にわたり健康に生きていくために必要な食事、運動、睡眠を適切にとるなど、調和のとれた生活習慣を身に付けさせるよう、健康教育を推進する。 肥満、生活習慣病、アレルギー疾患、薬物乱用、いじめ、不登校等多様化する心身の健康課題に対応するため、日常の健康観察を重視し、適切な指導や保健管理保健指導を推進する。 児童生徒を交通事故や身の回りの危険、自然災害等から守るために、児童生徒が適切に判断し、安全に行動できる力の育成に努める。
食育の推進	<ul style="list-style-type: none"> 山梨県教育委員会が策定した「学校における食育推進のための指導の手引き第1次改定版」(平成25年3月)に基づき、栄養教諭等が中心になり、全職員と協力して、食に関する指導全体計画及び年間指導計画を作成する。 指導計画に基づき、望ましい生活習慣や食習慣を身に付けさせるため、学校・家庭地域の連携による食育を推進する。 文部科学省の定めた基準を満たした給食施設を建設し、児童生徒の食育の場として活用する。 食に関する指導の充実を図るために、地域の生産者等との協力体制を築き、「まごころ給食」等地域の食材を利用した献立、郷土食、行事食を学校給食に積極的に取り入れた特色ある取組を推進するとともに、米飯給食の普及・定着を図る。 栄養教諭・学校栄養職員や学級担任等の指導により児童生徒の地域の食文化に対する関心を高め、食への感謝の心を育てる。 賢い消費者としての視点から食を主体的に選択する力(食の自己管理能力)を育む等教育活動全体で発達段階や実態に応じた食に関する指導をさらに充実させる。 様々な機会をとらえて「早寝、早起き、朝ごはん」運動等を推進し望ましい食習慣

	の定着に努める。また、なるべく家族揃って食事をするよう奨励する。
--	----------------------------------

(4) 未来につながるキャリア教育の推進

施 策	概 要
一貫した進路指導の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の実態を把握する中で、それぞれの発達段階に即した進路指導計画をつくりキャリア教育を推進する。 ・児童生徒が、自分にとってふさわしい進路を主体的に選択し、社会人・職業人として自己実現を図るために必要な知識、技能、態度、価値観等を組織的、計画的に習得し、望ましい勤労観、職業観を身に付けるよう系統的な進路指導を推進する。 ・小・中学校での職場見学及び中学校での職場体験教育を行う。 ・教材「山梨に生きる」の活用等を通して、中学校の教員と企業関係者が相互理解を深め、進路指導に生かす。 ・出前講座、公開授業、進学説明会による校種間連携を通じ、進路学習や自己の将来を考える機会を提供する。
家庭でのキャリア教育の実践	<ul style="list-style-type: none"> ・キャリア教育についての情報を積極的に家庭に発信し、保護者のキャリア教育についての理解を深めるとともに、家庭でのキャリア教育の実践に役立つよう努める。 ・PTA活動等を通し、各家庭での手伝いを推奨する。 ・「子どもは親の背を見て育つ」という。仕事中の親の姿に気づかせ、親の思いを子どもたちが感じ取れるよう心がける。

(5) 特別支援教育の充実

施 策	概 要
特別支援教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・県教委と協議し、特別支援学級及び通級指導教室を計画的に整備する。 ・相談支援体制の整備を推進し、保育所、幼稚園、特別支援学校等と連携し、適正就学を推進する。 ・一人ひとりの子どもの的確な実態把握を行うとともに、校内委員会を組織し、特別支援教育コーディネーターを中心に、必要に応じて「個別の指導計画」等を作成する。 ・早期発見、早期支援が重要である。子育て支援課や福祉課と障がい支援検討会議等を通して情報を共有し、発達障がい支援コーディネーター等と連携し、各学校での求めに応じ障がいに応じた個別な支援を行うように努める。 ・インクルーシブ教育体制を整備し、ADHD、自閉症等、児童生徒の障がいの重複化、多様化に対応した適切な特別支援教育の充実に努める。

	<ul style="list-style-type: none"> 教職員の研修、指導力の向上に努めると共に、施設設備等の条件整備を図る。
自立と社会参加促進	<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある子どもが、将来にわたり地域社会の一員として社会参加ができるよう、交流及び共同学習を推進するとともに、子どもが主体的に自己の進路を選択できる力を育てる。

(6) 時代や社会の変化に応える教育の推進

施 策	概 要
青少年を有害環境から守るために取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> 高度情報化社会において必要となる知識・技術・判断力・態度等を育成する情報モラル教育を推進する。 「ケータイ・スマホ等の基本ルール」の徹底等及び保護者への情報提供等を通じ、フィルタリング機能の活用や、家庭でのルール作り等、有害環境から子どもを守る取組を推進する。 正しい知識を持って社会生活が送れるよう金融教育、消費者教育等を推進する。
環境教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> 総合的な学習の時間はじめ、様々な授業における学習や省エネ活動等の環境活動を通じ、地球温暖化問題はじめ、様々な環境問題への理解を深めるとともに、持続可能な社会の構築に向けた実践的な態度をはぐくむ。 キッズ I S O等の実践を通して生活の中で、省エネ環境教育の徹底を図る。 太陽光発電を全学校に取り入れるように努力する。 ホームページ「児童生徒のためのやまなしの環境教育」等を活用し、先進的な取組を行っている学校等に学びつつ、環境教育の充実を図る。 地域クリーン作戦、愛校作業、環境美化運動等を推進する。 環境教育に係る各種の研修会に教員を派遣し、指導力の向上に努める。
人権教育・男女共同参画教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> 人権尊重の精神を培うとともに、男女が互いに尊重し、その個性と能力を十分に發揮できる正しい人権教育・男女共同参画教育を推進する。
福祉教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> 地域の人材を活用した福祉に関する講話や体験的な学習、赤ちゃんや幼児とのふれ合い体験、ボランティア活動等の推進により、他者を思いやる心の育成に努める。 お年寄りへの福祉の手紙等、高齢者との心のふれあい活動を推進する。 日本手拭い・古切手・書き損じはがきの回収、赤い羽根共同募金等思いやりの心を育てる実践活動を推進する。 社会福祉協議会やボランティア団体等と連携し、学校における福祉教育や福祉活動を推進する。
理数教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活と授業とを関連付け、身近にある科学に気づかせることにより、学ぶ意欲や関心を高めるとともに、基礎・基本を活用した課題解決的な学習を通じて、論理的思考力や理数的な表現力を育成する。 指導方法について教員の資質・能力の向上や理科支援員や地域の人材を活用した理科授業の支援を通じ、より分かりやすい授業に努める。

情報教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ I C T 機器整備や教育ソフト・コンテンツの充実を図る中で、コンピュータリテラシーを向上させるとともに、多くの情報の中から必要な情報を選別・利用できるよう情報活用能力を育成する。 ・ 研究会や研修を通じて、教員の I C T 活用指導力の向上を図り、分かりやすい授業に努める。
国際理解の推進 コミュニケーション能力の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合的な学習の時間等を活用し、ふるさとの歴史や伝統文化を学び、ふるさとに対する誇りと愛情を培うとともに、広い視野に立って多文化理解に努め、異なる習慣や文化を持った人々と共生していく態度をはぐくむ。 ・ 共に生きる視点に立ったボランティア活動や平和教育を推進する。 ・ 中央市外国語活動研究会を組織し、小学校外国語活動の中核となる教員を育て、児童が英語等に触れ、外国の生活や文化等に親しみながら、日常のあいさつ等に慣れ親しむ外国語活動（英語）を推進する。 ・ A L T 等の人的環境を整備するとともに、小・中学校間において外国語教育の連携を図りながら、外国語によるコミュニケーション能力を育成する。 ・ 中学生を対象に、ホームステイなどを中心とした海外語学研修事業を実施する。 ・ 市の国際交流協会と連携し「フレンドシップちゅうおう」の事業を主催し、フレンドリーな国際交流を通して国際理解を深める。
外国籍児童生徒の教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本語や日本の文化への理解が困難な、外国籍児童生徒が多い学校には、できるだけ母語が話せる通訳を配置するよう努力する。 ・ 外国籍児童生徒に対する教育の研究や日本語指導専任教員の配置を推進し、必要に応じて通訳と連携し、日本語指導の必要な児童生徒に対する日本語指導、学習面や生活面の適応指導を推進する。 ・ 通訳等を通し、保護者と連携して外国籍児童生徒の学習指導等の充実を図る。 ・ 学校における外国籍児童生徒への教育の充実を図ると共に外国籍児童生徒の学習支援活動を支援する。

(7) 学校と教育委員会との連携協力

施 策	概 要
教育委員会との連携協力	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内小・中学校の管理職と教育委員会との連携の場である八校会を月 1 回定期的に開催する。 ・ 教育委員による学校訪問を年 1 回以上行い、学校の実状及び要望を理解し、教育行政に活かす。 ・ 年度末人事等に当たっては、学校経営の視点に立ち一人ひとりの職員をよく理解した学校長の意見をできるだけ尊重する。 ・ 学校と連携して、施設設備の充実等、教育諸条件の整備に努める。

(8) 教育環境の整備

施 策	概 要
学校施設・設備の充実	<ul style="list-style-type: none"> 厳しい財政状況を踏まえ市民の目線に立って学校現場を支える視点から必要な予算確保に努め、公正に諸条件の整備に努める。 老朽化が進む学校施設の改築・改修を計画的に進めるとともに、ＩＣＴ環境等安全で潤いのある教育環境の整備に努める。 児童生徒及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、文科省告示「学校環境衛生基準」に照らして適切な環境の維持に努める。 多様化する教職員の事務の軽減化を図るため、整備した校務支援システムを活用し、業務改善を行うとともに、児童生徒とふれあう時間の確保を図る。 電子黒板等、多様化した教育内容や学習形態に対応できる施設や設備の整備充実、情報設備等の計画的な更新を進める。 中央市の防災避難所等に指定されている施設は、避難所として充分活用できるようその充実に努める。 快適な環境で学習できるよう、必要な教室には網戸、冷暖房等を、順次整備する。 学校予算の作成にあたっては、校長や事務職員等とのヒアリングを適切に行い学校現場の意見を尊重した予算の確保に努める。 市内の学校給食施設には、「学校給食衛生管理基準」を満たしている施設はなく給食施設検討委員会の答申を踏まえ、早急に基準を満たした給食センター化を図る。
施設設備の管理	<ul style="list-style-type: none"> 学校と連携し、施設設備を定期的に点検し、安全管理に努める。 修繕等が必要の場合は緊急性のあるものから迅速に対応する。 学校敷地内の禁煙を徹底する。
学校行事等や、保険等への補助	<ul style="list-style-type: none"> 修学旅行・校外学習等の学校行事の安全充実を図るため、下見も含めた行事や保険について規定により予算化する。 児童生徒が部活動等において優秀な成績を納め、関東及び全国大会等に出場する場合は、規定に基づき旅費等を補助する。 日本スポーツ振興センター共済掛金、県親子安全会会費を公費で負担する。
通学区域の適正化、通学路の整備	<ul style="list-style-type: none"> 適切な学区を定めると共に、必要に応じて複合学区の設定等、学区の弾力化を進める。 関係機関、関係課等と連携して通学路の安全確保に努める。
清掃等の徹底	<ul style="list-style-type: none"> 環境は人をつくるという。清掃は心を磨く活動でもある。清掃指導の徹底を図ると共に、児童生徒でできないところは環境整備員や専門業者に依頼し、教育の場にふさわしい環境整備に努める。
市単教職員等の配置	<ul style="list-style-type: none"> 各学校の実情に合わせ、必要に応じて市単教員、非常勤市単教員、ＡＬＴ、情報指導員、通訳、司書、栄養士、調理員、環境整備員等の配置に努める。 各校長の意見を踏まえ、県教育委員会とよく連携して人事交流に当たり、教職員の適正な配置を進める。
教職員の資質向上	<ul style="list-style-type: none"> 教育は人であり、学校教育にとって最大の環境は教師である。教員が課題から目を背けることなく、子どもたちのために、中央市の教育の基本であるまごころをもって常に一生懸命取り組むように指導・支援する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員の資質や能力、実践的指導力を高めるため、自己研修及び各種研修会等への参加を促す。 ・教職員人事評価制度を通して人事管理の適正化を期すと共に、評価を通じた意識改革、能力開発等を進め、教職員の資質向上に努める。市単教職員についても同制度を準用する。 ・教職員人事評価制度を充実させ、授業を相互に参観し研修を深め、授業力の向上に努める。 ・多忙な教育現場を支え、連携を密にし、教職員のモラルを高める。
指導が不適切な教員の人事管理	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の信用失墜行為の禁止、服務規律の徹底に努める。(含む教育委員会職員) ・校長、県教委と連携し、指導が不適切な教員の認定等、人事管理システムの公正かつ適正な運用を進める。 ・指導に課題のある教員に対して、校内で早期に適切な指導や助言を行えるよう、きめ細かな支援体制の整備を図る。
学校運営システムの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・校長のリーダーシップの下、各校が自ら設定した目標等の達成状況について、自己及び学校関係者が点検や評価を行う学校評価制度を推進する。 ・学校評議員制度を通して保護者や地域社会の意見を幅広く聴取し、教育活動の工夫・改善や運営体制の充実を進める。 ・学校評価制度による評価結果を公表するとともに、その評価結果を基に次年度の教育活動や学校運営の目標設定等を行い、組織的・継続的な学校運営の改善に努める。 ・必要に応じて校務分掌等の見直しを行い、学校運営の効率化を図る。 ・八校会や管理職との面談等を充実し、リーダーシップの向上を図り、特色ある学校づくりや学校運営の改善を進める。
就学の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・申請に基づき、児童扶養手当受給者をはじめ一定収入以下等の条件を満たす保護者の児童を準要保護児童として認定し、就学援助を行うとともに、生活保護世帯の保護者についても援助する。 ・規定に基づき、所得に応じて幼稚園就園奨励費を支給する。 ・就学通知等を徹底し、未就学の適齢外国籍児童の就学を促進する。
学校現場の創意工夫による取組	<ul style="list-style-type: none"> ・個別指導、習熟度別指導や少人数指導の充実により、児童生徒へのきめ細かな指導を支援する。 ・「わたしたちのまち中央市」の発行や学校が行う教材開発の支援に努める。

(9) 保幼・小・中及び教職大学院等との連携

施 策	概 要
幼保・小・中及び教職大学院等	<ul style="list-style-type: none"> ・いわゆる「小1プロブレム」等の解消に向け、保育所・幼稚園と小学校との情報の共有化を図り、円滑な接続の実現へ向けた取組を推進する。

との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校の情報交換や交流を通じ、互いの連携協力に努める。 ・学校及び教職大学院双方にとって効果的で実効性ある連携事業を実施し、学校の課題解決に努める。また、研究を交流し合い、その成果を他の学校にも広げる。
------	---

2 学校、家庭、地域社会の連携

(1) 家庭教育・幼児教育への支援

施 策	概 要
家庭教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・子育ての第一義的責任は家庭にある。家族が仲良く明るく助け合って子育てに当たるよう家庭教育の充実を図る必要がある。家庭の教育力を高める研修や取組を行う。とりわけ、自立心や基本的生活習慣をはぐくむ家庭教育を支援する。 ・家庭教育に関する情報提供や、市P連等と連携した家庭教育充実のための研修等を推進する。 ・家庭はすべての教育の原点である。親の在り方についての認識を深める家庭教育の充実を図る。特に「早寝 早起き 朝ごはん」運動やあいさつ運動、基本的生活習慣の徹底等を推進する。 ・中央市教育振興大会で宣言した「家庭における子どもと関わる七カ条（<small>（注）参照</small>）」（平成21年8月20日）を守る取組を推進する。 ・父親の家庭教育への参加意識の向上を図る。 ・児童の安全確保のため一斉メール配信事業を行い、必要な情報を提供する。
幼児教育への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園就園奨励事業ができるだけ充実し、幼児教育の振興を図る。また、できるだけ運営についても補助を行う。 ・教育委員会の所管する施設、設備（図書館や体育館、プール）の使用について、幼児教育を支援する立場から、必要に応じて使用の便宜等を図る。 ・図書館で絵本の読み聞かせを行う等、幼児期から読書活動の充実を図る。 ・保育所保育士・幼稚園教員と小学校教員による相互参観等を、必要に応じて実施し、相互理解を深めるとともに、指導内容や指導方法の工夫・改善を図る。
子育てに関する学習機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭教育の充実を図るため、子育て支援課と連携し子育てに関する交流や研修を推進する。 ・学校教育、家庭教育の役割について相互理解を深め、「信頼しあう教育」を目指し、学習や相談の充実を図る。 ・子育てに関わる情報提供を行い、安心して子育てができる環境づくりに努める。・相談機関との連携を図り、相談業務の充実を図る。また、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携協力して相談に当たる。 ・関係機関等と連携して児童生徒の虐待の早期発見、早期対応に努める。

＜注＞ 「家庭における子どもと関わる七カ条」

(平成21年8月20日、第4回中央市教育振興大会宣言)

- 第1条 命の大切さ家族の絆を見直そう。
- 第2条 子どもは親を「モデル」として育つことを再認識しよう。
- 第3条 早寝、早起き、朝ごはんの習慣をつけよう。
- 第4条 家族で一緒に食事をしよう。
- 第5条 あとかたづけやお手伝いができる子どもを育てよう。
- 第6条 テレビやゲームは、時間を決めてしよう。
- 第7条 ケータイ やインターネット使用のルールづくりをしよう。

(2) みんなで子どもを育てる

施 策	概 要
地域住民による学校支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none">・「子ども見守り隊」「子ども110番」等、学校を支える組織を整備し、地域全体で学校を支える体制づくり支援する。・学校教育を支援する多様な地域人材を発掘しその活用を図る。
体験活動推進体制の整備	<ul style="list-style-type: none">・親子農園等の体験学習事業を企画すると共に、地域のNPO団体や企業、道の駅等と連携し、子どもたちの豊かな体験活動を推進する。
地域活動への子どもの参加促進	<ul style="list-style-type: none">・球技会等のスポーツ・レクリエーション活動のほか、郷土文化伝承活動、環境美化ボランティア等様々な活動の場を提供するとともに、子どもたちの自主的な活動を促す。・地域の関係機関との連携や協力情報交換を密にして、子どもたちの地域活動や行事への参加を促進する。
青少年育成市民会議やボランティア等との連携による安全確保	<ul style="list-style-type: none">・市民会議を中心に、声かけあいさつ運動等を積極的に行うとともに、非行防止や被害防止のため、犯罪や事故が発生しやすい危険箇所の点検及び環境浄化を進めるとともに、危険箇所の周辺の安全確認を行なう。・有害情報から子どもを守る取組や情報モラル教育を推進する。・青少年育成推進会議等を中心に、夏期休業時に地域巡回パトロールを行う。・市民会議を中心に家庭の日や青少年健全育成についての作文や標語、ポスターを募集し、啓発活動を行う。・少子化が進むと共に、閉じこもってゲームに耽る子ども等が増えている中で、社会性やコミュニケーション能力をはぐくむ「大勢で群れ遊ぶ」環境づくりに努める。・「地域の安全は地域で守る」の精神の下に、PTAや市民会議、青少年育成推進員、ボランティアとの連携により、通学路の安全点検や気になる地域、施設のパトロール、交通安全指導等の活動を推進する。
子どもの読書活動の支援	<ul style="list-style-type: none">・「中央市子ども読書活動推進計画」により、子どもの読書活動推進のための啓発や情報提供を行う。

	<ul style="list-style-type: none"> 市立図書館や学校の司書等による読書相談やレファレンス機能を充実させ、児童生徒や学校支援サービスの充実を図る。 司書やボランティアの研修を支援し、知識や読み聞かせ等の技術の向上を図る。 中央市の小学校新入児童に、入学記念として、親子で選んだ絵本を名前入りで贈る「新入生ブックプレゼント事業」(セカンドブック)、中学校卒業生に本を送る「卒業生ブックプレゼント事業」(サードブック)を行う。
放課後や週末の子どもも居場所づくり	<ul style="list-style-type: none"> 「放課後子ども教室事業」等、地域の人々の協力を得ながら、学習やスポーツ活動を提供し子どもたちの居場所を確保する活動を推進する。 スポーツ少年団等の活動を支援すると共に、交流会等、団同士の親睦を図る。
開かれた学校づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> 市教委や学校の活動状況や評価結果等を家庭や市民に広く知ってもらうため、ホームページやブログ、印刷物等で情報を発信し開かれた学校づくりを進める。 すべての学校で、授業等の公開日を設定して、学校の教育活動を保護者や地域住民に公開する。 学校施設・設備を市民に開放し、地域のコミュニティーの場として提供することにより、地域の教育環境の整備に努める。 学校評議員制度等を活かし、開かれた学校づくりに努める。
コミュニティ・スクールの導入による連携	<ul style="list-style-type: none"> 学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）の理念や実際についての理解を深め、コミュニティ・スクールの導入を図り、学校と地域住民の参画と協働による学校づくりを推進する。

3 社会教育の充実

(1) 生涯学習の充実

①推進体制の充実

施 策	概 要
推進組織の充実	<ul style="list-style-type: none"> 社会教育委員会等生涯学習推進組織を強化し、連携調整を図り、生涯学習の総合的な推進を図る。 各種団体に交付している補助金については、市民の視点から事業内容を精査し、市の「補助金等の見直しに関する指針」に則り適切に交付する。 社会教育計画を立案し、計画的、総合的に生涯学習等を推進する。
情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> 市民の自主的な学習活動を支援するため、市内外の学習機会や人材等の生涯学習に関する情報を提供する。 市民の生涯学習への積極的な参加を図るため、広報紙等を活用した広報活動を積極的に行う。

②多様な学習機会の提供

施 策	概 要
多様な学習機会の提供及び充実	<ul style="list-style-type: none"> ・市民がいつでも誰でも参加できる学習機会を提供し、自主的主体的な学習活動を支援する。 ・市民ニーズにあった生涯学習事業を企画し、市民のライフスタイルに応じた学習機会を提供する。 ・社会教育計画に則り、少子高齢化、地球環境問題等の今日的な課題に対応した学習機会の充実を図る。 ・親子で参加する学習機会の提供など、家庭のコミュニケーションを深める事業を推進する。 ・市民会議を中心に、次代の担い手である青少年のまごころをはぐくむ教育を推進する。 ・人間として豊かに生き連帯感を高める成人を対象とした生涯学習や社会参加に向けた講座等を推進する。 ・中央市の自然・歴史・文化・民俗等を学ぶことにより、中央市を知り郷土への愛着や誇りを培う事業を行う。
各種団体の活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育団体やボランティアグループ等の育成に努める。 ・社会教育関係団体と研修会や事業を協働で企画し、市民サービスと共に社会教育関係団体の活性化を図る。 ・高齢者の学習ニーズに応えるとともに、高齢者の生きがいづくりと活力に満ちた地域社会づくりを目指す「まごころ学園」の充実に努める。 ・さわやか健康教室等、生涯学習や生涯スポーツ関係団体とが連携協力して、事業を展開できるよう努力する。 ・文化協会等での学習活動を多様な方法で奨励する。活動への意欲を促進するため、顕著な功績を上げた団体・個人を、規定により表彰する。

③学習成果の活用

学習成果を生かした活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・文化祭等、学習成果を発表するための場や機会を提供するとともに、仕事や学習活動等で培った知識や技術等を地域づくりやボランティア活動に生かすことができる取組を推進する。 ・市民が習得した知識や技能を、家庭教育支援、学校教育支援、安全・安心な学校づくり等、様々な教育活動に生かす仕組みづくりを推進する。
----------------	--

④学習環境の整備

施 策	概 要
生涯学習館、図書館の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・市民が自主的に学習し、仕事や生活に必要な情報を得ることができ、生活の質の向上ができるよう、市立図書館の蔵書及び資料等の充実を図り、より多くの市民に愛される図書館作りに努める。

	<ul style="list-style-type: none"> ・玉穂生涯学習館（含む豊富分館）、田富図書館、学校図書館との連携を図る。 ・県立図書館をはじめ他の図書館との連携及び資料の相互貸借を行う。 ・医学部付属病院や市内の公共施設とも連携しサービスの充実を図る。 ・職員の資質の向上及びレファレンス・サービスの充実に努める。 ・勤務態勢を整備し、引き続き月曜日から日曜日まで、必ず市内のどこかの図書館（分館）が開いているよう工夫する。 ・生涯学習等に広く活用できるよう、地域資料の収集に努める。 ・市立図書館、学校図書館及び「図書館情報ネットワークシステム」の加盟館と連携し、システムの利便性や配達システムを整備し、図書館サービスの向上を図る。 ・市立図書館貸し出し点数については、関係機関とも連絡を密にし、増やす努力をする。
豊富郷土資料館の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・豊富郷土資料館の収蔵品を整備するとともに、資料館企画事業を行うなどして、資料館の活用を図る。 ・古民家の佇まい等、施設の特色を活かした事業を行う。
公民館活動の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ・危険で老朽化した公民館の整理統合を進め、市民ニーズを踏まえ、公民館活動を活性化する。

(2) 生涯スポーツの振興

①生涯スポーツの推進

施 策	概 要
体育協会を中心とした生涯スポーツの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・体育協会を中心とした各競技団体、スポーツ少年団の主体的な運営を幅広く支援すると共に関係機関との連携を図り、市民誰もがスポーツに親しめる生涯スポーツ事業を推進する。 ・生涯スポーツ振興のリーダーとなるスポーツ推進委員協議会を定期的に開催し、市民ニーズを踏まえた事業を行う。 ・地域の伝統を踏まえ、手軽に取り組め、親睦・交流が図れるスポーツの大会等を開催し、参加者数を増やす努力をすると共にその充実を図る。 ・ラジオ体操教室を開催し、子どもクラブ等でラジオ体操の振興を図る。 ・日本体育協会に登録された公認スポーツ指導者の増加を目指す。
総合型地域スポーツクラブの育成	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の誰もが、それぞれの体力や年齢、技術、興味や目的に応じていつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる「総合型地域スポーツクラブ」の育成を支援する。
生涯スポーツ施設の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民が日常的にスポーツに親しむことができるよう、スポーツ施設及び運動場や体育館等の学校体育施設の充実と地域への開放を促進する。 ・市民の多様なニーズに応えるため、既存施設の機能の充実を図り、利用者を増やす。
スポーツ情報の	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ施設、指導者、各種イベントや生涯スポーツに関する情報等を提供する。

提供	
----	--

②市民選手の支援

施 策	概 要
大会等への派遣	<ul style="list-style-type: none"> ・県体育祭、市町村対抗軟式野球等の県体育協会等が主催する大会に積極的に参加する。 ・小・中学校体育連盟の関東・全国大会、国民体育大会や各種全国大会等への出場資格を得た選手の派遣費用について、規定に基づき全額または一部を補助する。 ・国、県の体育協会又は同加盟団体が主催・主管する県外の大会等については規定に基づいて費用の一部を補助する。
指導者の養成	<ul style="list-style-type: none"> ・各種講習会や競技団体等が開催する指導者講習会への参加を呼びかけ、指導者の養成や有資格者の確保に努める。
優秀選手の顕彰	<ul style="list-style-type: none"> ・素晴らしい成績を残した団体等については、なるべく広報紙等へ掲載する。 ・スポーツの振興に著しく貢献した個人や団体等を規定により推薦、表彰する。

(3) 文化芸術の振興

①文化芸術に親しむ機会の充実

施 策	概 要
優れた芸術鑑賞の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・各学校等において、芸術鑑賞会を行い、保護者等にも鑑賞を呼びかける。また、企業や文化庁主催の芸術教室等を積極的に活用する。 ・関係団体の主催する芸術鑑賞機会の情報を積極的に提供する。
文化祭等の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・文化協会や関係団体と連携して、文化祭等を開催し文化の振興と充実に努める。

②文化芸術活動への支援

施 策	概 要
文化活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・市内文化施設において、市民ニーズに対応した朗読会、文学等の講座や文化講演会等を開催し、文化芸術の普及活動の充実に努める。また、児童生徒の豊富資料館の参観、活用を推進する。
ボランティアの養成	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の人々と連携・協働し、生活に潤いをもたらす地域文化の向上を図るため、朗読ボランティア等の育成を推進する。
文化芸術団体へ支援顕彰	<ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術活動の活性化を図るために、文化協会等の活動を支援する。 ・市民の心を豊かにする文化芸術発表の機会を設けると共に、支援する。 ・顕著な功績を残した個人、団体等を表彰する。

③文化財の保存と活用

施 策	概 要
文化財の調査・保存、継承	<ul style="list-style-type: none"> ・県教育委員会と連携して、埋蔵文化財の調査、保存、活用を図る。 ・文化財の保存に係る緊急性や必要性を適切に判断し、所有者等に対して文化財の保存への効果的な支援を行う。 ・地域に伝わる文化財の調査を行い、現状を把握するとともに、市指定文化財を増

	<p>やし、その保存、継承に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・粘土節等、地域に伝わる民俗文化やその歴史を理解してもらうため、民俗文化財の鑑賞や体験の機会の充実を図る。
文化財関連情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・市の広報等を活用して市の文化財等を紹介し、生涯学習のニーズに応え、ふるさとを愛する心を培う。 ・誰でも参加可能な、文化財巡り等を企画し実施する。 ・必要に応じて「中央市文化財ガイド」を改訂する。